

●管理上の必要により許可なく表示できる広告物

【条例第7条第2項第2号・別表第2第2号】

＜掲出前に、管理用に該当することを建築指導課に確認してください。＞

広告物	許可なく設置(表示)できる基準
自己の管理する土地又は物件に表示するもの	1個の広告物の表示面積は、2㎡以下であること。
◇禁止地域、禁止物件、はり紙等の禁止物件、許可地域を問わず表示できます。 ※「1個の広告物の表示面積」とは、例えば、1個の広告板の両面に広告を表示する場合、表と裏、2つの表示面の合計表示面積を意味しますので、この2面の合計表示面積が、2㎡を超えるものは、許可を得る必要が生じることになります。 なお、片面のみの広告板は、そのひとつの面で2㎡まで表示ができます。	

【管理用と認められる表示の例】

はり紙禁止 アイドリングストップ 前向き駐車
 ○○○医院建設予定地 貸家 売地 ○○不動産(株)管理地
 地下埋設物あり注意 頭上注意 段差あり 立入禁止

◇設置個数を制限する基準はありませんが、必要最小限の掲出を心がけ、景観の形成にご協力ください。

◆表示内容に関係なく、1個の広告物の表示面積が2㎡を超えるものは、上記の基準に適合しないため、広告物の種類等による許可基準で審査することになります。

≫ 不動産販売物件の現地に掲出する広告物の取り扱い ‹‹

●不動産の現地を表示する広告旗や一時的に表示する広告板

不動産の販売などの際、休日や短期間(おおむね1か月以内)に限って、その敷地内または来客専用駐車場などの限定された所に、現地を知らせるために表示する管理用に準ずるような表示面積2㎡以下の簡易な広告物は、許可地域、禁止地域を問わず、許可無く掲出できます。ただし、掲出する広告物について、『所定の用紙で届出』をしたものに限り、掲出できるものは、「広告旗」と「簡易な広告板」に限ります。